

郡山市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和8年6月15日

郡山市長 椎根健雄

郡山市規則第39号

郡山市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市印鑑条例施行規則（平成9年郡山市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、条例第18条第2項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カード、<u>特定在留カード</u>又は<u>特定特別永住者証明書</u>を用いた印鑑登録証明書の交付申請があったときは、多機能端末機等にあらかじめ組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、条例第18条第2項の規定により利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付申請があったときは、多機能端末機等にあらかじめ組み込まれた処理方法により、当該申請が適正であることを確認するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。